

平成 26 年度
包括外部監査結果報告書
【概要版】

<テーマ>

県が所管する社会福祉法人の
財務事務の執行及びその指導監査について

兵庫県包括外部監査人
公認会計士 坂井 浩史

目次

第1章 包括外部監査の概要

I. 外部監査の種類	1
II. 選定した特定の事件（テーマ）	1
III. 事件を選定した理由	1
IV. 監査の対象期間	2
V. 監査対象法人の選定方法、監査の概要	2
VI. 監査項目別の指摘事項及び意見の数	4

第2章 包括外部監査の指摘事項及び意見

I. 総評	5
1. 県の外郭団体である社会福祉法人	5
2. 民間社会福祉法人	5
3. 県の指導監査	6
II. 指摘事項及び意見の要約	7
1. コーポレートガバナンスについて	7
2. 社会福祉法人の財務事務の執行について	9
3. 社会福祉法人に対する県の指導監査について	22

別添 指摘事項及び意見のまとめ	32
-----------------	----

(注1) 包括外部監査において実施した手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施する監査手続とは異なるものである。従って、本報告書（概要版）は、社会福祉法人の財務諸表等のいかなる項目に対しても適正性を保証するものではない。

(注2) 本報告書（概要版）に含まれている表の内訳金額については、端数処理の関係で合計金額と一致しない場合がある。また、文中に数値を引用した場合にも端数処理の関係で金額が一致しない場合がある。

(注3) これは報告書の概要版であり、詳細な内容については報告書を参照のこと。

第1章 包括外部監査の概要

I. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

II. 選定した特定の事件（テーマ）

「県が所管する社会福祉法人の財務事務の執行及びその指導監査について」

III. 事件を選定した理由

社会福祉法人は、高齢者・障害者・児童等の要援護者に対する福祉サービスを提供する目的で設立を認可された極めて公益性の高い法人であり、税制優遇措置や補助金の交付を受ける一方で、所轄庁の指導監督等による強い公的規制を受けることとされている。社会福祉法人の行う事業が都道府県又は市の区域内の場合は、都道府県知事又は市長が認可・指導監査等を実施するとされており、兵庫県（以下「県」という。）では、平成26年4月1日現在334の社会福祉法人を所管し、指導監査の対象としている。なお、県の平成26年度一般会計予算約2兆円のうち、社会福祉関連予算である民生費は約2千8百億円（約14%）であり、県政において、重要な位置付けとなっていると考えられる。

また、平成12年3月10日付で、厚生省老人保健福祉局長が、都道府県知事に発出した「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」（最終改正：平成26年6月30日）によると、「事業活動収支及び資金収支は、長期的かつ継続的な事業運営の確保に留意しつつ、収入、支出の均衡を図り、（省略）健全な運営に必要な額以上の収支差額を生じないようにすること。」とされているが、県が所管する社会福祉法人334法人の財務諸表数値を単純合算すると、**内部留保^(※1)は約1千6百億円、運用財産^(※2)は約1千億円となっている**。厚生労働省が平成26年10月20日付で社会保障審議会福祉部会に示した社会福祉法人改革案では、内部留保のうちの余裕財産を明確化し、これを福祉サービスや地域公益活動に再投下するよう義務づける他、内部留保からの実質的配当とみなされる高額な役員報酬について一定の制限を行うため、役員報酬基準を設定する方針が示されている。**今後、社会福祉法人が国の指針や県の方針に沿って、どのような対策をとるかについては県民にとって重要な関心事である**。

さらに、平成23年7月に社会福祉法人の新しい会計基準が制定され、**平成27年度には全ての法人が新基準に移行することになっており**、社会福祉法人にとって新会計基準に対応することは重要な課題となっている。

これらのことから、「**県が所管する社会福祉法人の財務事務の執行及びその指導監査について**」をテーマとして、社会福祉法人の財務事務に関し、**資産及び負債や資金収支及び事業活動収支**を適切に把握し、それらを基にして財務諸表を作成し、県に報告しているか、**社会福祉法人の新しい会計基準**に適切に対応しているか、**コーポレー**

トガバナンスは適切に機能しているかという観点、内部留保の活用方針を含む社会福祉法人に対する**県の指導監査が、効果的かつ効率的**に実施されているかという観点から、指摘並びに意見をすることは、大きな意義があると考えられるため、特定の事件として選定した。

(※1) 内部留保

本報告書（概要版）上、内部留保とは、貸借対照表「純資産の部」の「その他の積立金」と「次期繰越活動増減差額」の合計とする。

(※2) 運用財産

本報告書上（概要版）、運用財産とは、貸借対照表「資産の部」の「現金預金」と「積立資産」と「有価証券（投資有価証券を含む）」の合計とする。

なお、文中の内部留保と運用財産は、県が所管する社会福祉法人334法人の平成25年度財務諸表等を県から入手し、包括外部監査人が集計した金額である。

IV. 監査の対象期間

原則として平成25年度（必要に応じて、平成24年度以前の各年度及び平成26年度についても対象とした。）。

V. 監査対象法人^(注)の選定方法、監査の概要

県が所管する社会福祉法人 334 法人のうち、県の外郭団体である**兵庫県社会福祉事業団**と**兵庫県社会福祉協議会**については、県との関連性及び事業の特殊性により、包括外部監査の対象とする必要性があると判断し、候補として選定した。

また、それ以外の民間社会福祉法人 332 法人については、直接的に包括外部監査の監査対象とはならないが、理事長をはじめとした関係者へのヒアリング、各社会福祉法人が運営する施設の視察、会計帳簿を中心とした関係書類の閲覧等を通じて、民間社会福祉法人の財務事務の執行状況を把握する必要があると判断したことから、**財政及び収支規模の重要性**、県内を 10 地域（神戸、阪神南、阪神北、東播磨、北播磨、中播磨、西播磨、但馬、丹波、淡路）に分け各地域内から本部の所在する法人を一法人ずつ選定するという**地域性に関する方針**、**新しい社会福祉法人会計基準を既に導入**している法人を出来る限り選定するという方針のもと、県の健康福祉部を通じて協力を依頼し、監査の受け入れ協力を表明された**民間社会福祉法人 12 法人**を選定した。その上で、選定した **14 法人**については、次頁のとおり、施設を訪問し、監査手続を実施した。

(注) 監査対象法人

包括外部監査において必要となる社会福祉法人の実態把握及び事例確認のために、県に対し関係する書類の提出を求めるとともに、社会福祉法人の了解を得て、実地による調査を行った。本報告書（概要版）では、実地調査の対象となった法人を「監査対象法人」と呼ぶ。

【 監査の実施状況 】

	監査日	社会福祉法人名	訪問した施設名
1	7月24日 25日 12月18日	兵庫県社会福祉事業団	①万寿の家（特別養護老人ホーム） ②あけぼのの家（障害福祉サービス事業多機能型事業所） ③リハビリテーション中央病院
2	7月30日 31日	社会福祉法人 H	①保育所 ②特別養護老人ホーム 等
3	9月4日 5日	兵庫県社会福祉協議会	施設を有しないため、該当なし (なお、包括外部監査は、兵庫県福祉センターで実施)
4	9月8日 9日	社会福祉法人 E	①特別養護老人ホーム ②ケアハウス 等
5	9月18日 19日	社会福祉法人 F	①障害者支援施設 等
6	9月22日 26日	社会福祉法人 K	①特別養護老人ホーム ②ケアハウス 等
7	9月26日	社会福祉法人 C	①特別養護老人ホーム ②ケアハウス 等
8	9月30日 10月1日	社会福祉法人 D	①特別養護老人ホーム ②老人デイサービス施設
9	9月30日 10月1日	社会福祉法人 G	①養護老人ホーム ②特別養護老人ホーム 等
10	10月3日	社会福祉法人 B	①特別養護老人ホーム ②ケアハウス
11	10月6日 7日	社会福祉法人 I	①養護老人ホーム ②特別養護老人ホーム 等
12	10月24日	社会福祉法人 L	①特別養護老人ホーム ②老人デイサービスセンター 等
13	10月31日	社会福祉法人 A	①特別養護老人ホーム ②老人デイサービスセンター
14	11月7日	社会福祉法人 J	①特別養護老人ホーム

(注) 民間社会福祉法人の名称は、匿名（社会福祉法人A～L）による記載とした（当該取り扱いとする理由は次頁に記載）。

VI. 監査項目別の指摘事項及び意見の数

監査項目	指摘事項	意見
1. コーポレートガバナンスについて	3	3
計	3	3
2. 社会福祉法人の財務事務の執行について		
(1) 県の外郭団体である社会福祉法人		
〔1〕社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団	3	6
〔2〕社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会	0	6
(2) 民間社会福祉法人		
〔1〕社会福祉法人 A	0	1
〔2〕社会福祉法人 B	0	3
〔3〕社会福祉法人 C	0	7
〔4〕社会福祉法人 D	0	6
〔5〕社会福祉法人 E	0	8
〔6〕社会福祉法人 F	0	2
〔7〕社会福祉法人 G	0	4
〔8〕社会福祉法人 H	0	1
〔9〕社会福祉法人 I	0	5
〔10〕社会福祉法人 J	0	6
〔11〕社会福祉法人 K	0	1
〔12〕社会福祉法人 L	0	0
計	3	56
3. 社会福祉法人に対する県の指導監査について	9	5
計	9	5
合計	15	64

(注)「民間社会福祉法人の名称」並びに「民間社会福祉法人に対する指摘事項及び意見」については、匿名(社会福祉法人A～L)による記載とした。これは、県が社会福祉法人に対する指導監査結果の公表を匿名で行う方針をおっており、本報告書(概要版)における民間社会福祉法人に対する指摘事項及び意見も、上述のとおり、本来であれば県の指導監査において適切に指導や問題提起がなされるべきであった位置付けのものであることから、県の開示方針を考慮し、本報告書(概要版)においても匿名により取り扱うことが適当であると包括外部監査人が判断したことによる。

第2章 包括外部監査の指摘事項及び意見

I. 総評

包括外部監査の対象は、1. 県の外郭団体である社会福祉法人、2. 民間社会福祉法人、3. それに対する県の指導監査である。

それぞれを監査した結果としての総評は以下のとおりである。

1. 県の外郭団体である社会福祉法人

県の外郭団体である社会福祉法人は、指導監査を行う県とは近い関係にあるため、本来、コーポレートガバナンスや新しい社会福祉法人会計基準への取り組み、その他の経営管理全般について、**民間社会福祉法人の模範となるよう期待されているが、包括外部監査の結果、指摘すべき事項が散見された。**

指摘事項及び意見については、改善に向けた検討が必要であるとともに、県の指導監査の効果が十分に発揮されているかどうかについての検証も必要である。

2. 民間社会福祉法人

監査対象とした民間社会福祉法人 12 法人については、いずれも**役員及び職員の社会福祉事業に対する思い入れが感じられ、また、一部の法人では真剣にコーポレートガバナンスの構築に取り組まれている**という印象であった^(注)。しかし、新聞等では昨今、「税制優遇措置や補助金の交付を受ける一方で、多額の内部留保をため込み蓄財している。」といった内容の報道がなされ、厚生労働省社会保障審議会福祉部会において社会福祉法人制度の見直し等について議論が行われている。

包括外部監査の結果として、民間社会福祉法人は、国の不安定な介護保険制度、施設整備補助制度に翻弄され続けており、**ある程度の内部留保を持たなければ安定的な経営は難しく、また、将来の施設の建て替え費用として積み立てられるべき「建設費等積立資産」等の積立資産が法人の財政状態を事情として計上されていないなど、現在の内部留保の水準では将来の施設の大規模修繕、更新等への備えが、必ずしも十分とは言えない状況にあると考える。**

一方で、民間社会福祉法人は、指摘事項及び意見に記載のとおり、コーポレートガバナンスや新しい社会福祉法人会計基準への取り組みにおいて不十分な点が見受けられ、また、ファミリー企業との不明瞭な取引が行われている事例があった。こうした問題を各法人が謙虚に自覚し、**改善に向けた行動を積極的に取るべき**であり、今回の包括外部監査での指摘事項及び意見については、**今後、県の指導監査の協力を得て、改善に向けた検討が行われることを強く期待する**ものである。

(注) 役員及び職員の社会福祉事業に対する思い入れが感じられ、真剣にコーポレートガバナンスの構築に取り組まれているという印象の事例（包括外部監査人によるコメント）

事例 1	<p>当法人は業績が安定する中で、県下において数少ない先進的施設を運営している。当施設は小規模であり、黒字化が難しい施設であるが、社会福祉法人にしか出来ない事業の一つとして、真剣に取り組んでいるとのことであった。理事長等の社会福祉事業に対する意識の高さが感じられた。</p> <p>また、当法人の理事会には大学教員・企業経営者・他の社会福祉法人理事等が理事及び監事として参加し、理事会議事録によると土地の取得、建物の建設等の重要な意思決定においては、相応に真剣な議論が行われている。結果として、施設の立地、コスト削減、質感等は、いずれも高いレベルとなっている。コーポレートガバナンスの機能強化が功を奏した好例である。</p>
事例 2	<p>当法人では、役員自らが、独自の人事評価システムを構築する等人材教育に力を注いでおり、結婚出産後にキャリアを生かして復職している職員がとて多いことが印象的であった。</p> <p>また、民間企業経営者であった役員がコーポレートガバナンスの重要性を早くから認識し、その機能強化を図ることにより、事例 1 と同様に、高いレベルのコスト削減等が実行されていた。</p>
事例 3	<p>当法人では、役員自らが人材教育に情熱を傾けられ、独自のスタッフ育成プログラムを作り、高い評価の職員は給与水準を引き上げ、職員満足度を高めるとともに、介護知識・技術の高水準化・均一化を図り、施設において高いレベルのサービスを実践していたこと、及び、施設利用者のニーズに合った施設整備へのこだわりが、極めて印象的であった。</p>

3. 県の指導監査

県の指導監査部門が、社会福祉法人より毎年入手しているチェックリストには、法人のコーポレートガバナンス（役員、理事会等の開催状況、物品購入や工事の契約方法等）、法人決算の状況等が詳細に記載されるようになっており、このチェックリストを分析することで法人定款や経理規程等に反する事項等を把握することが可能である。しかし、実際には、**県の指導監査においては、チェックリストの情報を十分に活用できておらず、指導監査における指摘や改善も十分には行われていない。**また、複式簿記を前提とした**社会福祉法人会計基準に対する指導監査担当職員の理解が十分ではなく、踏み込んだ指導が行われていないなど、県の指導監査については、監査の体制整備（手法、人員）、専門性の向上が必須と考えられる。**

その他にも、**内部留保への指導監査方針が不明確な**こと、さらに、**事業存続自体が困難となりかねない法人やコーポレートガバナンスに問題のある法人等の課題解決に向けた迅速な指導が行われていない、不正の温床となり得るファミリー企業への深度ある監査が行われていない等、県の法人指導監査については、改善すべき点が散見される。**

II. 指摘事項及び意見の要約

1. コーポレートガバナンスについて

法人定款に定められる理事会及び監事、評議員会、さらには、法人本部機能を含む**コーポレートガバナンスの機能**は、社会福祉法人の「経営」を管理するために**最も基本的かつ重要な**ものである。

包括外部監査において、理事会及び評議員会議事録の閲覧等の監査手続を実施した結果、**定款の規定に反する、あるいは、定款の規定には反しないもののコーポレートガバナンスの機能が果たされていない事例が散見された。**

(1) 理事、理事会

【指摘事項－1】（報告書 64 頁）

社会福祉法人の理事を含む役員の資格要件は、審査基準第3に記載されている。チェックリストには、この基準に基づき、役員の資格等を記載する欄が設けられ、**学識経験者、地域の福祉関係者、財務諸表等を監査し得る者については、各人について、具体的な実務経験や該当資格の番号を丸印の枠内に記入するルールになっているが、実際に上記記入が行われていたのは、監査対象法人の中では、兵庫県社会福祉事業団と社会福祉法人D、E、F、Jのみ**であった。

社会福祉法人の理事を含む役員が、審査基準に基づく資格要件を充足していることは、コーポレートガバナンスを構築する上での前提条件になるものであり、大変重要であることから、**チェックリストには、役員の資格等をルール通りに記載するよう、改善を検討すべきである。**

【指摘事項－2】（報告書 66 頁）

理事会の開催状況を確認した結果、**理事会開催において毎回、書面表決者を出席とみなさなければ理事会の定足数（理事総数の3分の2以上の出席）に達しない事例や、理事の定数が多すぎると考えられる事例がある。**

法人定款では、書面表決者が理事会のみなし出席者として認められており、また、理事の定数は下限のみ定められており、上限は設けられていないため、定款の規定に反するわけではないが、**重要な法人業務を決定する理事会運営の在り方としては、改善が望まれる。**

なお、国要綱の指導監査項目 I. 2 (3) 役員の適格性では、「実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていることは適当でない。」とされており、これを受けて、チェックリストでは、「社会福祉法人の運営は理事会による合議制であり、**実際に法人運営に参画できない者（書面表決を含む）を役員として名目的に選任することは適切でない。**」とし、社会福祉法人に対して自己点検を求めている。

【意見—1】（報告書 68 頁）

現状、理事報酬については国の指針等においても概念が明確化されていない。また、包括外部監査の結果、職員と兼務の場合には、「職員給与のみ支給」が多いが、「理事報酬のみ支給」も見受けられる等、**実務においても理事報酬概念は明確化されていない。**

厚生労働省の社会保障審議会福祉部会の平成 26 年 10 月 20 日付の資料によると、社会福祉法人が公益性を担保する財務規律として、適正かつ公正な支出管理、余裕財産の明確化、福祉サービス・地域公益活動への再投下の 3 方針が示されており、適正かつ公正な支出管理の具体策として、「役員報酬基準の設定」を検討しているとのことである。役員報酬基準設定の際には、**理事報酬概念の明確化と開示方法の統一化を検討すべきである。**

(2) 評議員会

【指摘事項—3】（報告書 69 頁）

評議員会議事録及び理事会議事録を閲覧した結果、**毎回欠席者と書面表決者が多い事例や、理事会と評議員会の発言者及び発言内容が殆ど同じである事例がある。**また、殆どの民間社会福祉法人の定款に定められる理事と評議員の定数の関係が、「理事定数×2+1名=評議員数」となっており、理事全員が評議員を兼務しているが、これでは、評議員会での審議の際に、理事を兼務していない評議員の 1 名が理事会側に賛同すると、常に理事会側の意見が承認されることになる。

「理事会は重要な事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。」という定款の定めが、有名無実となっており、改善を検討すべきである。

(3) 監事

【意見—2】（報告書 71 頁）

監事は、理事の業務執行の状況を監査する立場にあることから、その役割を果たすためには、理事会及び評議員会に出席し、法人業務の意思決定過程を監査する必要があるが、**監事の理事会及び評議員会の出席率は高いとは言えない。**また、監事は、独任制であり、複数の監事が存在する場合でも、各自が単独で権限を行使することができる点が特徴的であるが、**殆どの理事会及び評議員会に出席していない監事がある。**さらに、後述するように、新しい社会福祉法人会計基準への対応が不十分である等、**監事による社会福祉法人の財産の状況の監査が不十分な点もあり、監事による理事の業務執行及び社会福祉法人の財産の状況の監査が十分ではなかった事例があった。**監事が専門性を発揮し、役割を果たすよう、十分な監査時間数を確保する等の対応をすべきである。

(4) 法人本部機能

【意見—3】(報告書 72 頁)

法人本部機能としては、a) 理事会の意思決定に基づき、**法人全体や各事業の計画的な進行管理**を行うこと、b) 収支状況等の**経営上の課題**や、サービス提供等の**事業運営上の課題**について、現状だけでなく、起りうるリスクを含めた具体的な情報を外部や法人内の各事業部門から**収集し、分析**すること、c) **その結果**について考えられる対応策を含め、**理事長や理事会に報告、判断を求めること**、d) 複数の施設、事業を運営している場合には、**全施設・事業の経理、総務、人事を集約**すること等が挙げられる(以上「東京都社会福祉法人経営適正化検討会」が平成 23 年 3 月付で策定した『社会福祉法人の経営適正化に向けて』より抜粋)。

運用財産や収支の管理状況についての確認、質問等の手続を行った結果、従前より施設単位で運用財産や収支の管理が行われており、**法人本部機能を実質的に有しない法人が見受けられた**。こうした法人においては、役職員が法人全体の運用財産や収支について十分な把握ができておらず、また、契約書類等の重要書類が施設毎に保管されていた。そのため、法人全体の情報収集に時間と労力を要することとなり、経営状況が悪化した場合には、必要なコスト削減等の意思決定が遅れる可能性がある。

法人全体として危機管理を行う上で、法人本部機能を充実させる必要がある。

2. 社会福祉法人の財務事務の執行について

(1) 法人が行う契約は、経理規程等のルールに基づき行う必要がある

県所管の社会福祉法人では、「全国社会福祉施設経営者協議会 社会福祉法人モデル経理規程」に準拠して、法人の経理規程を策定している例が多い。

法人の経理規程によると、法人が行う契約(物品購入契約や委託・工事請負契約等)は、原則として、一般競争入札あるいは指名競争入札により行うこととし、随意契約により行うことは、経理規程第 68 条に限定列挙されている要件を充足した場合のみに認められている。

入札を原則とするのは、入札参加者間において契約金額やサービス内容に関する競争を促すとともに、複数の関係者が関わることで、業者選定に恣意性を排除するためである。

監査対象法人のチェックリストを閲覧した結果、経理規程第 68 条第 1 項(1)の**随意契約が認められる上限額を超える契約を随意契約により行っている例が散見された**。本来は、一般競争入札あるいは指名競争入札により業者選定が行われるべきであった。

社会福祉法人	指摘事項及び意見No.	報告書頁
兵庫県社会福祉協議会	【意見—20】	138
社会福祉法人 B	【意見—24】	143
社会福祉法人 C	【意見—30】	148
社会福祉法人 D	【意見—37】	153
社会福祉法人 F	【意見—47】	162
社会福祉法人 G	【意見—51】	166
社会福祉法人 I	【意見—56】	171
社会福祉法人 J	【意見—63】	176

(2) 新しい社会福祉法人会計基準への対応が不十分である

社会福祉法人が行う全ての事業（社会福祉事業、公益事業、収益事業）を対象として、法人全体の財務状況を明らかにし、経営分析を可能とするとともに、外部への情報公開に資するものとするため、「社会福祉法人会計基準」が新たに定められ、平成24年4月1日より適用することとなった（但し、平成27年3月31日（平成26年度決算）までの間は、従来 of 会計処理によることができる。）。

当該会計基準に基づく会計処理、財務諸表等による開示が適切に行われているか否かを確認した結果、**会計基準に準拠した処理が行われていない又は会計基準への準拠に関する検討が不十分と考えられる事例が散見された。**

① 役員やファミリー企業等（関連当事者）との取引が網羅的に把握されていない

「社会福祉法人会計基準」第5章、同注解22及び運用指針（「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項（運用指針）」をいう。以下同じ。）22において、財務諸表の注記として「**関連当事者との取引の内容**」に関する注記が求められている。関連当事者とは、「**当該社会福祉法人の役員及びその近親者**」又は「**当該社会福祉法人の役員及びその近親者が議決権の過半数を有している法人**」を言い、当該関連当事者と事業活動計算書項目及び貸借対照表項目いずれに係る取引についても、**年間1,000万円を超える取引が存在する場合には、全て開示する必要がある。**

役員やファミリー企業等の関連当事者との取引は、独立第三者間の取引条件とは乖離した、**社会福祉法人にとって著しく有利又は不利な条件で実施される可能性が高い**ことから、該当する取引が存在する場合には適切に開示する必要がある。

しかし、以下の社会福祉法人については、**関連当事者を正確かつ網羅的に把握する手続、例えば役員に対するアンケート調査などを実施していないが、財**

務諸表の注記では「該当なし」と記載していた。

また、その他の注記事項（重要な偶発債務、重要な後発事象など）についても、チェックリストなどを用いた確認作業を実施していないが、財務諸表の注記では「該当なし」と記載していた。

社会福祉法人	指摘事項及び意見No.	報告書頁
兵庫県社会福祉事業団	【意見－9】	116
兵庫県社会福祉協議会	【意見－15】	133
社会福祉法人 B	【意見－22】	142
社会福祉法人 C	【意見－26】	145
社会福祉法人 D	【意見－32】	151
社会福祉法人 E	【意見－41】	158
社会福祉法人 J	【意見－61】	175

② 有価証券の評価が適切に行われていない又は時価情報が適切に開示されていない

基本財産に計上される有価証券は元本の回収が確実な有価証券に限定され、又、基本財産以外の資産に計上される有価証券についても、その管理運用は安全、確実な方法で行うことが求められる（審査基準第2-3(1)）。一部の社会福祉法人では、有価証券を基本財産又は基本財産以外の資産として計上しているが、その多くが国債や地方債等である。国債や地方債等については、一般的に「満期保有目的の債券」に分類されるものである。「社会福祉法人会計基準」第4章3(3)及び同注解16において、**満期保有目的の債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合**において、取得価額と債券金額との差額が金利の調整と認められるときは、**償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とする**必要があるが、当該処理が実施されていない事例が見受けられた。

また、新会計基準においては、満期保有目的の債券等以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価をもって貸借対照表価額とすることが求められる（社会福祉法人会計基準第4章3(3)）、時価が著しく下落したとき、換言すれば、時価が帳簿価額から概ね50%を超えて下落した場合は、原則として評価減を行わなければならないとされている（運用指針20(3)、社会福祉法人会計基準に関する実務上のQ&A Q2）。この基準等に従って、**保有する有価**

証券の時価評価を行い、時価が帳簿価額と比較して 50%以上下落している銘柄については評価減を行う必要があるが、そのような会計処理を行っていない事例が見受けられた。

さらに、「社会福祉法人会計基準」第 5 章 (11) において、「満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」を財務諸表の注記として記載することが求められている。当該注記を行うに当たっては、証券会社等から国債等の時価情報を入手する必要があるが、外部から時価情報を入手せず、「簿価＝時価」として開示している事例が見受けられた。

社会福祉法人	指摘事項及び意見No.	報告書頁
兵庫県社会福祉事業団	【意見－10】	117
〃	【意見－11】	118
社会福祉法人 A	【意見－21】	140
社会福祉法人 I	【意見－53】	170

③ 共通支出・費用の配分基準が不明確である

「社会福祉法人会計基準」第 2 章 8、第 3 章 7 同注解 8 及び運用指針 13 において、事業区分、拠点区分又はサービス区分に共通する支出及び費用については、合理的な基準に基づいて配分することが求められている。その配分基準は、支出及び費用の項目ごとに、その発生に最も密接に関連する量的基準を選択して適用し、かつ、一度選択した配分基準は每期継続して適用する必要がある。また、運用指針 13(1)において、どのような配分方法を用いたか分かるように記録しておくことが必要であると明記されている。

しかし、当該共通支出・費用の配分基準が明文化されていない事例や共通支出・費用と考えられる項目であるにも関わらず、特定の部門にのみ計上され、各部門への配分計算が行われていない事例が見受けられた。

社会福祉法人	指摘事項及び意見No.	報告書頁
社会福祉法人 C	【意見－27】	145
社会福祉法人 E	【意見－42】	158
社会福祉法人 G	【意見－48】	165
社会福祉法人 H	【意見－52】	168

④ 各種引当金が適切に計上されていない

「社会福祉法人会計基準」第4章3(7)、同注解19及び運用指針18において、社会福祉法人では当分の間、原則として**徴収不能引当金、賞与引当金、退職給付引当金**の3つの引当金の計上が求められている。それぞれの引当金の計上方法については、各社会福祉法人の経理規程等に定めているが、例えば以下のような適切に計上されていない事例が散見された。

- **徴収不能引当金**の計上に際して、事業未収金、売掛金、受取手形等の債権を対象としているが、**貸付金が対象から漏れている**。
- **翌期に支給する職員の賞与に係る賞与引当金を適切に計上していない**。
- **賞与引当金**について、「翌期に支給する職員の賞与額及び当該賞与に係る法定福利費（当法人の負担額に限る。）の合計額の内、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額」を計上すると定めているが、**賞与に係る法定福利費が計算対象から漏れている**。
- **退職給付引当金に関する引当金明細書が適切に作成されていない**。

社会福祉法人	指摘事項及び意見No.	報告書頁
兵庫県社会福祉事業団	【意見-12】	119
〃	【意見-13】	119
兵庫県社会福祉協議会	【意見-17】	134
〃	【意見-18】	135
社会福祉法人 D	【意見-33】	151
社会福祉法人 E	【意見-38】	156
〃	【意見-39】	157
〃	【意見-43】	158
社会福祉法人 I	【意見-54】	170
社会福祉法人 J	【意見-59】	174

⑤ 固定資産の減損に関する具体的な検討を行っていない

「社会福祉法人会計基準」第4章3(6)、同注解18及び運用指針20において、固定資産の減損損失の計上が求められている。しかしながら、社会福祉法人であるために固定資産税評価額がないこと、また、比較的地価の高い地域であることから固定資産の減損を行う必要はないとの予測の下に、**固定資産の減損に関する具体的な検討を行っていない事例が見受けられた。**

社会福祉法人	指摘事項及び意見No.	報告書頁
社会福祉法人 C	【意見—25】	145
社会福祉法人 E	【意見—40】	157

⑥ 注記が適切に行われていない、または、注記を行う判断過程が残されていない

社会福祉法人	指摘事項及び意見No.	報告書頁
社会福祉法人 B	【意見—23】	142
社会福祉法人 C	【意見—28】	146
社会福祉法人 D	【意見—34】	152
社会福祉法人 J	【意見—60】	175
”	【意見—62】	175

⑦ 経理規程で定めているサービス区分と財務諸表の作成に当たり設定されたサービス区分が一致していない

社会福祉法人	指摘事項及び意見No.	報告書頁
社会福祉法人 D	【意見—35】	152
社会福祉法人 I	【意見—55】	171
社会福祉法人 J	【意見—58】	174

(3) 県の外郭団体である社会福祉法人には改善すべき特有の問題がある

① 兵庫県社会福祉事業団

【意見—14】（報告書 121 頁）

兵庫県社会福祉事業団では、県から平成 25 年 4 月 1 日に 14 億 5 千万円の短期運営資金の借入を行い、平成 26 年 3 月 31 日に全額県に返済している。平成 25 年 3 月期及び平成 24 年 3 月期においても、同額の県からの短期運営資金の借入及び返済が行われている。兵庫県社会福祉事業団の過去 3 期の貸借対照表上、現金預金（流動資産）は、10 億円～16 億円あり、また積立資産を合わせると 31 億円～42 億円の運用財産を有するなかで、毎年 14 億 5 千万円の県からの短期運営資金の借入及び返済を行う必要があったのかどうかについては疑問である。

兵庫県社会福祉事業団では、平成 25 年度に策定した削減計画に基づき、平成 26 年度に 5 億円の減額（借入金 9 億 5 千万円）を実施しているが、運用財産は下表のとおり増加傾向にあることから、**県からの借入金は、廃止又は削減の方向での検討が必要である。**

【 兵庫県社会福祉事業団の運用財産推移 】

（単位：千円）

	平成 24 年 3 月期末	平成 25 年 3 月期末	平成 26 年 3 月期末
現金預金	1,649,862	1,169,576	1,055,173
建設費積立資産	864,606	1,205,191	1,868,520
備品等購入費積立資産	394,177	530,771	798,993
修繕費積立資産	153,955	305,457	276,937
人件費積立資産	90,013	174,746	262,746
合計	3,152,614	3,385,742	4,262,370

【指摘事項－13】（報告書 122 頁）

兵庫県社会福祉事業団が運営するリハビリテーション中央病院では、診療報酬の返戻額^(注)が、平成25年度で2億円を超えており、平成24年度との比較では増加傾向にある。

平成24年3月から、電子レセプトで請求した同一保険医療機関・同一患者に係る同一診療月において、医科レセプト又は歯科レセプトと調剤レセプトの組み合わせを対象とし、医科レセプト又は歯科レセプトに記載された傷病名と調剤レセプトに記載された医薬品の適応、投与量及び投与日数の点検を行う「突合点検」、並びに同一保険医療機関・同一患者に係る当月請求分と過去複数月のレセプトおよび入院と入院外レセプトをそれぞれ電子的に照合して、当月請求分レセプトの点検を行う「縦覧点検」が実施され、診療内容や他院受診等がより厳しく審査されるようになり、近年返戻額が増える傾向になっている。

リハビリテーション中央病院では、毎月、レセプト内容の点検（被保険者資格、診療内容の主治医への確認等）を行うほか、返戻の一因となっている入院中患者の他医療機関受診時における医事課への連絡の徹底を行っているとの説明を受けた。しかし、点検が十分でないこともあり、また、患者からの他医療機関受診の申し出がない場合があつて、これらが返戻の対象となっている。

よって、診療報酬請求事務については、年間2億円の返戻が発生しており、チェックのあり方の再点検や診療報酬制度の患者への説明の徹底により、さらなる改善を図る必要がある。

(注) 返戻額

当月以前診療分の病院による依頼返戻及び社会保険、国民保険からの照会等による返戻額の合計である。なお、当該返戻額については翌月以降にレセプト内容を見直し、修正や補足説明を加えて、ほぼ全額を再請求しているが、収入予定額と実際入金額には毎月少なからず差額が発生している（【指摘事項－15】参照）。

【 診療報酬の調定額、減点額、返戻額、収入予定額 】

(単位：千円)

年度別	診療月	調定額 ^(注1) ①			減点額 ^(注2) ②			(B)	返戻額 ^(注3) ③			(C)	収入予定額(①-②-③)		
		社会保険	国民保険	計(A)	社会保険	国民保険	計(B)	(A)	社会保険	国民保険	計(C)	(A)	社会保険	国民保険	計
24年度	4月	91,643	164,962	256,606	353	121	474	0.18%	4,113	5,035	9,149	3.57%	87,176	159,805	246,982
25年度		87,317	194,310	281,628	124	356	480	0.17%	7,169	3,600	10,769	3.82%	80,024	190,354	270,378
24年度	5月	102,923	167,491	270,415	327	239	566	0.21%	13,712	604	14,317	5.29%	88,883	166,647	255,531
25年度		98,777	182,583	281,361	69	16	85	0.03%	8,258	5,661	13,919	4.95%	90,449	176,906	267,355
24年度	6月	109,677	172,291	281,969	192	38	231	0.08%	5,731	4,328	10,060	3.57%	103,753	167,924	271,677
25年度		95,372	167,045	262,418	84	170	255	0.10%	7,904	6,001	13,905	5.30%	87,383	160,872	248,256
24年度	7月	110,885	184,425	295,310	254	8	262	0.09%	5,763	3,613	9,377	3.18%	104,867	180,803	285,670
25年度		100,238	201,987	302,226	85	240	325	0.11%	7,829	14,055	21,885	7.24%	92,324	187,691	280,016
24年度	8月	108,877	198,302	307,179	176	1,163	1,339	0.44%	6,728	4,749	11,477	3.74%	101,973	192,389	294,362
25年度		112,218	214,018	326,236	115	241	356	0.11%	9,461	7,326	16,787	5.15%	102,640	206,451	309,092
24年度	9月	108,535	175,117	283,652	293	124	417	0.15%	11,831	7,049	18,881	6.66%	96,410	167,943	264,354
25年度		101,493	182,942	284,436	331	12	343	0.12%	9,864	8,209	18,074	6.35%	91,297	174,720	266,018
24年度	10月	120,099	198,658	318,758	289	404	693	0.22%	10,522	5,460	15,983	5.01%	109,287	192,793	302,081
25年度		108,147	207,495	315,642	61	50	111	0.04%	13,311	7,502	20,813	6.59%	94,775	199,942	294,717
24年度	11月	111,362	183,945	295,307	487	464	952	0.32%	9,957	5,262	15,219	5.15%	100,916	178,218	279,135
25年度		100,880	208,666	309,546	844	42	887	0.29%	13,245	4,990	18,235	5.89%	86,789	203,633	290,423
24年度	12月	100,188	174,782	274,971	61	57	119	0.04%	4,605	9,308	13,913	5.06%	95,522	165,416	260,938
25年度		92,357	199,972	292,330	468	42	510	0.17%	5,258	5,014	10,272	3.51%	86,630	194,916	281,547
24年度	1月	99,884	188,235	288,120	58	63	121	0.04%	18,529	13,133	31,663	10.99%	81,297	175,038	256,335
25年度		113,905	195,279	309,184	36	57	93	0.03%	13,537	7,781	21,318	6.90%	100,331	187,441	287,772
24年度	2月	114,798	185,007	299,805	213	214	427	0.14%	13,569	3,195	16,765	5.59%	101,014	181,597	282,612
25年度		92,655	171,266	263,921	296	28	325	0.12%	10,390	17,166	27,557	10.44%	81,967	154,070	236,038
24年度	3月	120,088	183,205	303,293	96	28	125	0.04%	6,376	4,821	11,198	3.69%	113,615	178,354	291,969
25年度		86,527	172,752	259,280	207	99	306	0.12%	2,617	7,302	9,920	3.83%	83,702	165,350	249,052
24年度	合計	1,298,964	2,176,427	3,475,391	2,803	2,929	5,732	0.16%	111,441	66,564	178,006	5.12%	1,184,719	2,106,933	3,291,652
25年度		1,189,891	2,298,322	3,488,213	2,725	1,358	4,083	0.12%	108,848	94,612	203,460	5.83%	1,078,317	2,202,351	3,280,669

(兵庫県社会福祉事業団より入手した資料を包括外部監査人が加工して作成)

(注1) 調定額

「当月診療分の当初請求額」と「前月以前診療分の返戻に対する再請求額」の合計である。

(注2) 減点額

当月以前診療分の査定による減点額の合計である。

(注3) 返戻額

当月以前診療分の病院による依頼返戻及び社会保険、国民保険からの照会等による返戻額の合計である。なお、当該返戻額については翌月以降にレセプト内容を見直し、修正や補足説明を加えて、ほぼ全額を再請求しているが、収入予定額と実際入金額には毎月少なからず差額が発生している(【指摘事項-15】参照)。

【指摘事項－14】（報告書 124 頁）

兵庫県社会福祉事業団が運営するリハビリテーション中央病院では、2月分の返戻対象となった全額を翌年度に過年度の支出として処理している。また、当該返戻対象の再請求分については、2月分は3月の医療事業収入として計上している。

そのため、**2月返戻額 27,235 千円が平成 25 年度決算書の診療報酬（収益）として二重計上されていた。**

なお、平成 26 年度からは返戻額と再請求額との差額につき、再請求額が返戻額を上回る場合は過年度収入、下回る場合は過年度支出として処理するよう改める旨の説明を受けた。

【指摘事項－15】（報告書 124 頁）

兵庫県社会福祉事業団が運営するリハビリテーション中央病院では、平成 25 年度において、診療報酬の「収入予定額」とこれに対応する「社会保険及び国民保険からの実際入金額」の差額（誤計増減）が毎月、少なからず発生している。

金額が最も大きい平成 26 年 3 月分の誤計増減△10 百万円の発生原因は主に、本来、後期高齢者保険分として約 50 百万円を請求するところ、誤って公費負担制度分の一部を二重に計上し、約 60 百万円を計上していたことによるものである。

なお、当該誤計増減は、平成 26 年度において会計上「過年度支出」として処理されている。

誤計増減については、毎月発生原因の分析を行っているとの説明を受けた。今後も管理資料を用いて、さらなる管理上の改善を図り、数値目標をもって誤計増減を出来る限り減らすよう努力する必要がある。

【平成 25 年度の各月の誤計増減（純額）】

（単位：千円）

診療月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
誤計増減額 （純額）	△1,966	△318	5,649	△2,299	△1,436	△2,732	2,593	△4,984	5,518	△5,156	△807	△10,503	△16,445

（兵庫県社会福祉事業団より入手した資料を基に包括外部監査人が集計して作成）

【 誤計増減の管理資料 】

平成 26 年 3 月診療報酬請求

(単位：千円)

項目	3月調定額			3月分 減点額④	3月分 返戻額⑤	3月分 収入予定額 (⑥-③+④+⑤)	3月分 実際入金額 ⑦	3月分 誤計差額 (⑧-⑦-⑥)	
	当初請求額①	再請求額②	合計③						
社会保険	歯科	382	—	382	△2	—	379	—	
	医科	入院	53,547	11,121	64,668	△191	△2,534	61,942	
		外来	21,414	62	21,477	△13	△83	21,380	
		小計	74,961	11,183	86,145	△204	△2,617	83,322	772
	計	75,343	11,183	86,527	△207	△2,617	83,702	84,474	772
国民保険	歯科	316	—	316	—	△11	305	5	
	医科	入院	109,248	15,911	125,159	△93	△6,714	118,352	
		外来	47,136	140	47,276	△5	△577	46,692	
		小計	156,384	16,051	172,435	△99	△7,291	165,045	△11,281
	計	156,700	16,051	172,752	△99	△7,302	165,350	154,074	△11,275
合計	232,044	27,235	259,280	△306	△9,920	249,052	238,548	△10,503	
説明	3月診療分の当初請求額	2月以前診療分の返戻に対する再請求額		前期以前診療分査定による減点額の合計	3月以前診療分の病院による依頼返戻及び、社会保険、国民保険からの照合等による返戻額の合計				

(兵庫県社会福祉事業団より入手した資料を包括外部監査人が加工して作成)

(注) 網掛箇所は 17 頁の【診療報酬の調定額、減点額、返戻額、収入予定額】表の平成 26 年 3 月の調定額、減点額、返戻額と一致している。

② 兵庫県社会福祉協議会

【意見-16】(報告書 134 頁)

兵庫県社会福祉協議会では、「社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会 定款」第 28 条第 2 項において、基本財産に関して以下のとおり規定している。

<p>第 28 条</p> <p>2. 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。</p> <p>(1) 現金 196,000,000 円</p>

しかし、兵庫県社会福祉協議会の平成 25 年度の決算書を確認した結果、基本財産として計上されている資産は、投資有価証券(第 8 回利付国庫債券 194,445 千円)であることから、定款に定める形態で基本財産を保有していない。

県は、兵庫県社会福祉協議会に対して、実際の管理形態に応じた内容（例えば、「有価証券 額面 196,000,000 円」）に定款を変更するよう指導すべきである。

【意見—19】（報告書 136 頁）

兵庫県社会福祉協議会の生活福祉資金会計貸借対照表によると、**生活福祉資金貸付金の原資となる国庫補助金等 201 億円（純資産の部）のうち**、平成 25 年度末現在で 94 億円（このうちで 43%に当たる 40 億円は長期滞留債権）が貸付中であり、残りの **107 億円は、現金預金 55 億円及び有価証券 50 億円（全て兵庫県住宅供給公社債）等の運用財産となっている。**

貸付実績は、平成 20 年度は約 3 億 4 千万円であったが、同年に起きたリーマン・ショック等による景気後退の影響で、平成 21 年度には約 32 億円と急増し、平成 22 年度の約 38 億 8 千万円をピークに減少に転じ、平成 25 年度は約 6 億 5 千万円となっている。

本貸付制度は、民生委員、市町福祉窓口、各市社会福祉協議会、ハローワーク等の相談窓口を通じて紹介されているが、**今後も生活困窮者に対するセーフティネットとして運用されることが期待される。**

【生活福祉資金会計 貸借対照表に基づく貸付金原資と貸付金の関係】

平成 26 年 3 月 31 日現在 （単位：億円）

貸付金		貸付金原資	
貸付事業貸付金	54	国庫補助金等	
長期滞留債権	40	特別積立金	201
計	94	(貸付金原資)	
運用財産			
現金預金	55		
有価証券 (すべて兵庫県住宅供給公社債)	50		
その他	2		
計	107		

(4) その他

- ① 年に一度県に対して提出するチェックリストが正確に作成されるような環境を整備すべきである

県に対して提出された平成 26 年度チェックリストについて確認した結果、会計（契約）の状況の記載漏れなどの問題が散見された。

社会福祉法人は、チェックリストの作成にあたり、当該資料の重要性を再認識し、作成したものについて、二重チェックや根拠証憑との照合などの方法により、正確なチェックリストが作成されるような環境を整備すべきである。

社会福祉法人	指摘事項及び意見No.	報告書頁
社会福祉法人 C	【意見—31】	149
社会福祉法人 E	【意見—45】	159
社会福祉法人 G	【意見—49】	165
社会福祉法人 I	【意見—57】	172
社会福祉法人 K	【意見—64】	178

- ② 有価証券による運用を行うに当たっては、定款及び経理規程に準拠した資産運用規程を策定し、これらの規程等に則り、安全確実な運用を心掛ける必要がある

社会福祉法人	指摘事項及び意見No.	報告書頁
社会福祉法人 C	【意見—29】	147

- ③ 経理規程等の整備を早急に進めるべきである

社会福祉法人	指摘事項及び意見No.	報告書頁
社会福祉法人 F	【意見—46】	162
社会福祉法人 G	【意見—50】	166

3. 社会福祉法人に対する県の指導監査について

(1) 社会福祉法人及び施設の指導監査を実施するための体制整備について

【指摘事項－4】（報告書 90 頁）

チェックリストの「6 会計（契約）の状況」では、契約金額が 100 万円以上の物品購入契約、委託・工事請負契約について、契約の相手方、契約年月日、**契約の方法**等の情報を記入することとなっている。特に、契約の方法については、「**随意契約**」・「**指名競争入札**」・「**一般競争入札**」の種別を記載することとされている。随意契約が認められる上限額を超える契約を随意契約により行っている事実をチェックリストに記載している社会福祉法人が散見されたが、**チェックリスト上、随意契約理由を記載する欄が設定されていない**ことから、当該契約が経理規程で定める「合理的な理由により競争入札に付することが適当でないと認められる場合」に該当するか否かを検証することが困難な状況にある。

また、理事長一族（ファミリー）に高額な役員報酬等を支給している法人、理事長一族が経営する会社（ファミリー企業）との不明瞭な取引が行われている法人については、県においても重点的に指導監査を実施しようとしているところではあるが、そのためには、**チェックリスト**によりそれらの概要を十分に把握できるようにする必要がある。従って、例えば「6 会計（契約）の状況」において**随意契約理由**を記載する欄を設定する、**理事長一族（ファミリー）**や**理事長一族が経営する会社（ファミリー企業）**の定義を明確にし、各社会福祉法人に対して、それぞれとの取引（役員報酬、職員給与を含む）を**チェックリスト**に記載することを求めるなど、**チェックリスト**の記載内容を改訂し、**チェックリスト**に基づく**県の実地検査**が適切に実施されるよう体制を整備すべきである。

【指摘事項－5】（報告書 91 頁）

県の指導監査は、各社会福祉法人から提出されるチェックリスト等を活用する方法により行われていることから、**指導監査が有効に機能するか否かはチェックリストが正確に作成されているかどうか**に大きく影響を受けると考えられる。

県の指導監査が効果的に実施されるとともに、その公平性を担保するために、**県は各社会福祉法人に対して「チェックリストの記載内容が事実に基づき正確に記載されている」旨の宣誓書を提出することを義務付け、かつ、重要な項目については根拠資料の添付を義務付ける等の体制を整備すべきである。**

【指摘事項－６】（報告書 92 頁）

社会福祉法人の指導監査を行う行政主体と施設監査を行う行政主体が異なる場合には、監査の実効性のみならず、社会福祉法人の監査対応負担や行政効率の観点から問題がある。県では、全国に先駆けて、国に対し、社会福祉法人の指導監査と施設監査の一元化を強く要望しているところであるが、今後も、強い要望を継続するとともに、現状においては、市との共同監査体制を強化し、監査の実効性を高める必要がある。

【指摘事項－７】【意見－４】（報告書 96 頁）

包括外部監査の結果、各社会福祉法人において、新しい社会福祉法人会計基準に準拠した処理が行われていない、または、会計基準への準拠に関する検討が不十分と考えられる事例が散見され、現状では、新会計基準への対応の指導が不十分であると考えられる。

また、本来、人員体制の充実と専門的な人材の育成を図ることが望ましいが、現状、県においては、一般行政職員の人事異動の中で社会福祉法人の財務諸表（複式簿記）及び法人運営の監査業務に精通した指導監査担当職員を確保することは困難である。

社会福祉法人の会計及び監査実務に精通した公認会計士等を活用して、継続的な研修、監査実施におけるアドバイスを受ける等の対応を図る必要がある。

【指摘事項－８】（報告書 97 頁）

法人指導監査が、限られた日数、監査人員で行われる以上、資料の事前準備依頼をうまく行うことが、監査の実効性を高める上で、大変重要となる。

健康福祉部社会福祉課が、法人指導監査を行う前に、実地監査先の社会福祉法人に実際に依頼している資料の一覧を見る限り、法人の概要を把握する上で必要な資料は、概ね揃っていると言えるが、社会福祉法人において起り得る問題や新会計基準への対応状況等を把握するための資料等を依頼していないという点において、指導監査における資料の事前準備依頼が十分でないと考えられる。

例えば、以下に記載している資料は少なくとも追加して依頼する必要がある。

【追加依頼すべきと考える資料（四角枠内）】

① 県の事前依頼資料に関連して、社会福祉法人において起り得る問題を把握するための資料

13. 現金・預金出納帳、金銭残高金種別表

【追加資料】
預金通帳、現金実査表、銀行等からの残高証明書

14. 有価証券台帳

【追加資料】
証券会社からの取引報告書及び取引残高報告書、時価報告書

15. 未収金台帳、未払金台帳、前払金台帳、前受金台帳、仮払金台帳、仮受金台帳

【追加資料】
滞留未収金等のイレギュラーな残高がある場合は、その発生時期、発生原因、顛末等をまとめた資料

16. 不動産台帳、備品台帳、貯蔵品台帳

【追加資料】
遊休未稼働資産がある場合は、その発生時期、発生原因、時価評価額、顛末等をまとめた資料

18. 立替金台帳、貸付金台帳

【追加資料】
滞留貸付金等のイレギュラーな残高がある場合は、その発生時期、発生原因、顛末等をまとめた資料

19. 預り金台帳、借入金台帳

【追加資料】
滞留預り金等のイレギュラーな残高がある場合は、その発生時期、発生原因、顛末等をまとめた資料

22. 補助金台帳

【追加資料】
補助金の交付要綱、交付通知、実績報告

23. 売買・請負契約に係る決定行為書、契約書

【追加資料】

随意契約、競争入札の一覧表、業者選定にかかる議事録等

② 新会計基準への対応状況を把握するための資料

【追加資料】

1. 期首貸借対照表の新会計基準への組替資料
2. 事業・拠点・サービス区分の新旧比較表
3. 新会計基準に基づく移行時の仕訳及びその根拠資料
4. 新しく導入された会計処理（1年基準、金融商品の時価会計、リース取引の会計処理、退職給付会計、固定資産の減損会計、税効果会計など）に関するワークシートとその根拠資料
5. 共通経費の配分基準
6. 財務諸表に対する注記（担保に供している資産、満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益、関連当事者との取引の内容、重要な偶発債務、重要な後発事象など）について検討した資料
7. 新会計基準導入未了項目と財務諸表に与える影響額についての資料

③ その他

【追加資料】

1. 税務申告書（収益事業がある場合）
2. 個人別役員報酬一覧表
3. 県派遣職員、OB職員の人別、人件費一覧表
4. 法人で採用する退職給付制度に係る説明資料

(2) 社会福祉法人の内部留保についての指導監査について

【指摘事項－9】【指摘事項－10】【意見－5】（報告書101頁）

県が所管する社会福祉法人334法人の内部留保合計は、約1千6百億円であり、また、運用財産合計は、約1千億円である。

県が所管する社会福祉法人の内部留保合計約1千6百億円のうち、運用財産合計約1千億円を除く、約6百億円については少なくとも社会福祉事業に既に投資され活用されていると考えられる。運用財産合計約1千億円から「将来の施設の建て替え費用として合理的に説明可能な額」や運転資金を除いた金額は、社会福祉事業の充実や、社会又は地域に福祉サービスとして還元されるものでなければ、社会福祉

法人の存在意義が問われることになる。国の内部留保についての活用方針が明確になっていないことはあるが、県の指導監査においては、社会福祉法人全体の内部留保額や運用財産の内容を網羅的に把握し、内部留保の活用についての適切な指導を行うべきである。

なお、「将来の施設の建て替え費用として合理的に説明可能な額」は、貸借対照表の「資産の部」に「建設費等積立資産」等の名称の積立資産として、積み立てられるべきであるが、社会福祉法人の意思決定あるいは財政状態による事情により、「建設費等積立資産」等の積立資産が計上されていない例、あるいは、本来の額よりも少なく計上されている例が散見された。社会福祉法人会計基準上は任意の積立資産であり、**県の指導監査においては、本来の額までの計上を強制することは難しいと考えられるが、「将来の施設の建て替え費用として合理的に説明可能な額」の計算方法を示し、できる限りその計算方法により、「建設費等積立資産」等の積立資産を計上するよう、社会福祉法人を指導すべきである。**

また、県は、所管する社会福祉法人の「将来の施設の建て替え費用として合理的に説明可能な額」を正確に把握し、上述の内部留保の活用について適切な指導が行えるようにする必要がある。例えば**毎年7月に各社会福祉法人から徴収するチェックリストに「将来の施設の建て替え費用として合理的に説明可能な額」を計算方法とともに記載することとし、貸借対照表の「資産の部」に「建設費等積立資産」等の積立資産が計上されていない、あるいは、本来の額よりも少なく計上されていても、社会福祉法人の内部留保の活用についてミスリードすることがないようにすべきである。**

(3) 社会福祉法人の課題の迅速な解決に向けて

【指摘事項－11】【意見－6】（報告書 104 頁）

包括外部監査において県が所管する社会福祉法人 334 法人の財務諸表数値を分析すると、**そのうち 77 法人（23%）が、法人全体の事業活動計算書の経常増減差額（一般企業の経常損益に相当する）がマイナス（赤字）であり、また、9 法人（2.5%）が、貸借対照表の内部留保がマイナス（一般企業の資本欠損に相当する）であり、経営状況が悪化し、財政状態がひっ迫している状況にある。**さらに 141 法人（42%）が貸借対照表の運用財産が 0 円～1 億円である。設備更新や大規模修繕に充当できる資金は、運用財産からさらに運転資金を差し引いた金額であることを考えると、これらの法人は、外部借入に依らなければ、設備投資や大規模修繕を実施することは、難しいように思われる。内部留保の活用に関する議論がある一方で、上述のように早急に経営改善に必要となる事業収支計画や資金収支計画を策定し、実行しなければ、いずれ**事業存続自体が困難となりかねない法人が存在する。**

また、**大規模な設備投資や修繕を計画し、それらが財政に重要な影響を与える可能性のある法人が存在する。**

さらに、理事長一族が経営する会社（ファミリー企業）との不明瞭な取引について、意思決定機関である理事会が議決していない等、コーポレートガバナンスに問題のある法人が存在する。

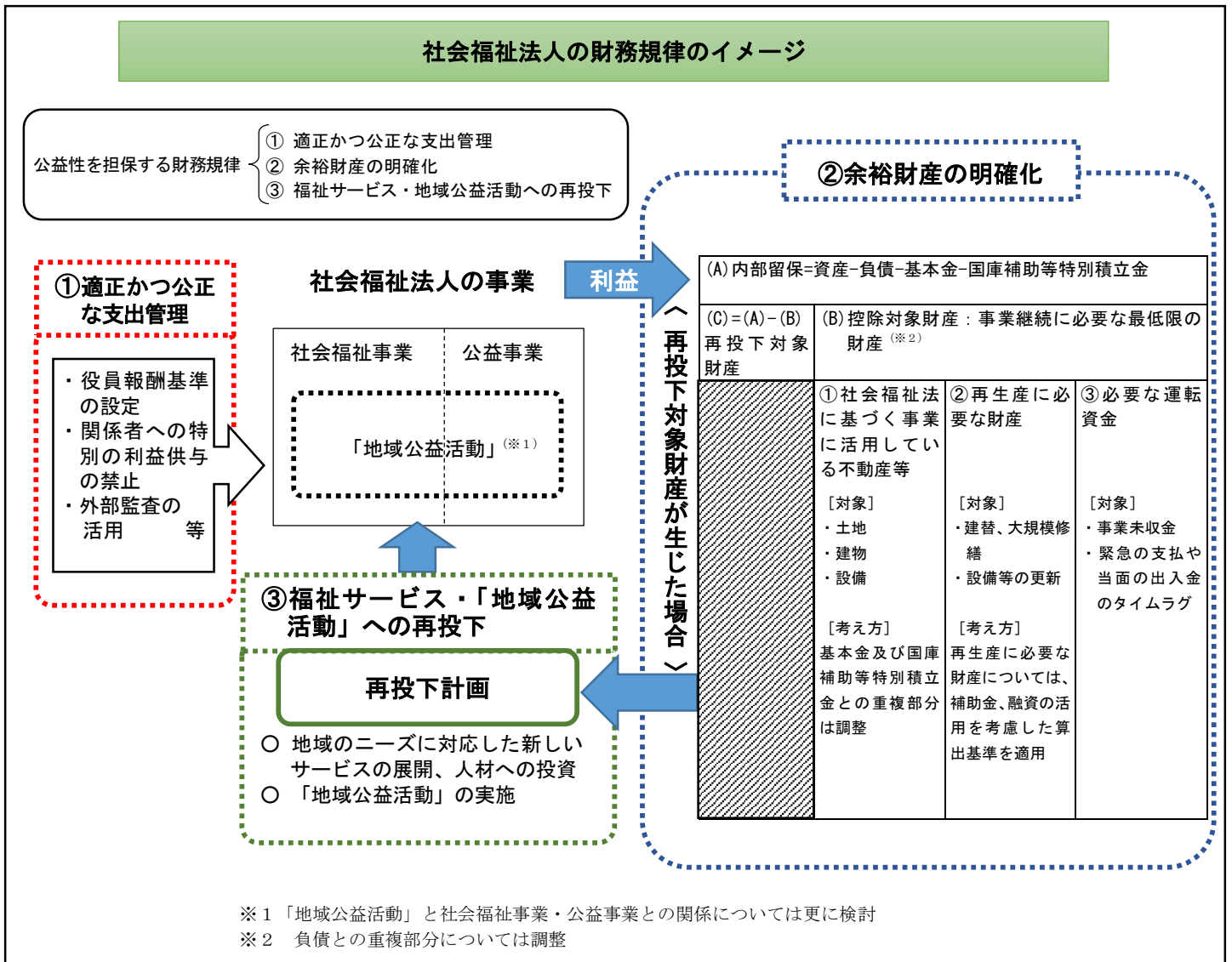
県の指導監査においては、事業存続自体が困難となりかねない法人、設備投資等が法人財政に重要な影響を与える可能性のある法人、コーポレートガバナンスに問題のある法人が存在することは把握できているため、今後は経営の適正化に向けた、事業収支計画や資金収支計画の策定、コーポレートガバナンスの構築等の指導を行うべきである。

東京都社会福祉法人経営適正化検討会が平成 23 年 3 月に公表した「社会福祉法人の経営適正化に向けて～社会福祉法人が提供する福祉サービスを利用者が安心して、持続的に利用できるために～」(以下「社会福祉法人の経営適正化に向けて」という。)では、社会福祉法人の経営適正化に向けた先進的な提言がなされているが、その中で述べられているように、社会福祉法人が重大な課題を解決するためには、①法人役員がその役割の重要性を再認識し、理事会・監事機能を活性化することなどにより、法人自ら改善策を策定・実施することが重要であるが、これと同様に②県が法人の課題を早期に発見し対応することが重要である。

「社会福祉法人の経営適正化に向けて」において提言されている、東京都が作成した「『重点指導』相当法人の早期発見・早期対応による法人再建等のための仕組み」などを参考に、県の指導監査体制の強化・充実を図るべきである。

【 参考 】

社会福祉法人	指摘事項及び意見No.	頁
社会福祉法人 D	【意見—36】	153
社会福祉法人 E	【意見—44】	159



※1 「地域公益活動」と社会福祉事業・公益事業との関係については更に検討

※2 負債との重複部分については調整

(要約のために包括外部監査人が一部資料を加工して作成)

(4) 役員報酬及びファミリー企業についての厳格な監査の必要性

【指摘事項－12】（報告書 107 頁）

新聞等では昨今、社会福祉法人とファミリー企業との不明瞭な取引（例えば、社会福祉法人からファミリー企業に対する高額な賃料の支払等）に関する報道が数多くなされている。**社会福祉法人とファミリー企業との間の取引は、一律に否定されるべきものではないが、第三者との取引と比較して、より一層透明性、経済合理性及び事業上の合理性が求められる。**従って、社会福祉法人がファミリー企業と取引を行う場合には、①経理規程に定めた契約手続（一般競争入札等）を適正に実施する、②賃料や委託料等の客観的な根拠、ファミリー企業との取引を実施（継続）することのメリット・デメリットを理事会に明瞭に提示する、③ファミリー企業と特別の利害関係を有する理事を議決から除外する等、取引の透明性を高める措置を講じる必要がある。

一方で、**社会福祉法人とファミリー企業との取引は、**県の指導監査において重点的に検証されるべき項目の一つであることは言うまでもないが、現下の状況では他の項目に比して**より一層慎重かつ深度ある監査を行う必要がある。**ファミリー企業との取引の実態を把握するためには、単にファミリー企業との取引契約書や理事会議事録等を確認するだけでは不十分であり、ファミリー企業の法人登記簿や決算書等の資料を入手した上で、設立経緯、役員構成、財務内容、存在意義、取引フロー等を把握し、ファミリー企業との取引の経済合理性及び事業上の合理性を厳格に監査することが必要不可欠である。

今回の包括外部監査において、以下のようなファミリー企業との不明瞭な取引が行われている事例が確認された。上記のとおり、ファミリー企業との取引については社会的関心が高まっていることから、**県は、上記の点を踏まえながら、ファミリー企業との不明瞭な取引について、深度ある監査を行うべきである。**

〔事例①〕

社会福祉法人が理事会の決議を経ることなく、ファミリー企業と不動産の賃貸借契約を締結している事例

新規事業等を実施する目的で平成24年～25年度において、当社会福祉法人は、理事長の親族が代表取締役を務める企業との間で、累積支払賃料総額が1億円を超える土地・建物の賃貸借契約を複数締結している。賃料については主として相手方企業との協議に基づき決定したとのことだが、不動産鑑定士による評価賃料等の客観的な指標に基づくものとはなっていない。

特に、施設建設用地として事業用定期借地権設定契約を締結した物件については、契約に基づく50年間の累積支払賃料総額は4億5千万円となっているが、相手方企業の決算書上、当該土地の取得価額（第三者から購入）は当該累積支払賃料総額の3分の1程度であることから、土地の購入価額と比較して高額の累積賃料を支払う契約内容となっている。

また、定款施行細則において、「1件につき1,000万円以上の工事等の契約、固定資産、物品等の購入」については理事会での決議が必要とされているが、上記の契約は理事会の決議を経ることなく締結されていた。

〔事例②〕

社会福祉法人が随意契約によりファミリー企業と多数の契約を締結している事例

当社会福祉法人は、理事長の親族が100%株式を所有し運営する企業との間で給食業務、送迎等の業務委託契約や土地建物、車両等の賃貸借契約を多数締結しており、平成25年度決算書において業務委託費等が合計約1億5千万円計上されている。

平成25年度の業務委託契約締結に当たっては、簡単な決裁で理事長の承認を得た上で、随意契約により契約を更新している。

【意見一〇七】（報告書110頁）

社会福祉法人定款準則では、法人業務の決定は理事会によって行うこととされており、理事会で議決すべき議案の一つとして、役員報酬に関する事項が挙げられている。実際に理事会が役員報酬の額を審議するに当たっては、比較対象となる県下の他の社会福祉法人の役員報酬の水準に関する資料がないため、高額な役員報酬の提案があったとしても、提案された役員報酬の金額の適否を判断する材料が乏しく、活発な審議に至っていないと推測される。

そもそも、役員報酬の金額については、現在国の指針として上限額等が定められていないこともあり、県の法人指導監査においては、その金額が高額な場合であっても、改善指導を行うまでには至っていない。理事会が、役員報酬の額について適正な審議が行い得るよう、県は、所管する社会福祉法人の役員報酬金額の統計を示すことを検討すべきである。

【意見—8】（報告書 110 頁）

県が所管する社会福祉法人の中には、理事長一族が経営する会社（ファミリー企業）との不明瞭な取引が行われている法人が見受けられる。

社会福祉法人とファミリー企業との取引の代表例としては、不動産賃貸借契約を締結し、同企業が所有する不動産を賃借するケース、委託契約を締結し、社会福祉法人の業務の一部委託を行うケースを挙げることができるが、これらの契約の経済合理性については、これまで、別法人であり、規制する基準や定めがないため、**必ずしも踏み込んだ県の指導監査が行われていない。**

理事長一族が、社会福祉法人の運営する施設の近隣に先祖代々の土地を所有することは少なくなく、この場合に、ファミリー企業を設立し、適正な賃料を法人より徴収することは、否定するものではないが、そもそも社会福祉法人は、高齢者・障害者・児童等の要援護者に対する福祉サービスを提供する目的で認可された極めて公益性の高い法人であり、税制優遇措置や施設整備等について公費による補助金の交付を受けている以上、これらの契約が著しく法人にとって不利なもので、**ファミリー企業に不当に多額の資金が流出し、理事長一族（ファミリー企業）に役員報酬等が支給される、あるいは資金がプールされる構図は、決して許されるものではない。**

ファミリー企業の存在については、チェックリストにより把握できる場合が多いが、それ以外にも、不動産賃貸借契約や委託契約の主要な取引先等を確認すると把握できることがある。**ファミリー企業の存在が判明した場合には、下記の資料を社会福祉法人に徴求し、必要に応じ往査等を実施し実態把握を進めた上で、改善を求めるなど、厳格な監査を行うべきである。**

【ファミリー企業に関する監査を行うに当たり徴求すべき資料】

① ファミリー企業の法人登記簿

これを入手することにより、社会福祉法人とファミリー企業の役員に同一人物がいないかどうかを把握することができる。

② ファミリー企業の決算書

上記決算書過去3期分程度入手するとともに、必要に応じて、勘定明細や元帳を徴求することで、実態把握を進めることができる。

③ ファミリー企業決算書の人件費と整合する給与台帳等

これを入手することにより、社会福祉法人の役員への、ファミリー企業を通じての役員報酬、給与支給の有無を把握することができる。

④ 社会福祉法人及びその役員と、ファミリー企業との取引一覧（役員報酬等を含む）

これを入手することにより、ファミリー企業との取引を網羅的に把握することができる。なお、当該資料については、報告書 91 頁と同様、宣誓書の提出を義務付けるべきである。

⑤ ファミリー企業との取引に関する契約書

別添 指摘事項及び意見のまとめ

包括外部監査の指摘事項及び意見につき一覧できるよう項目を整理するとともに、これらの項目のうち**包括外部監査人が特に重要度が高いと判断した項目には◎を付し、次いで重要と判断した項目に○を付して**、指摘事項及び意見のまとめとした。

1. コーポレートガバナンスについて

指摘事項

(1) 理事、理事会

指摘事項No.	要約	重要度	報告書頁
〔指摘事項－1〕	チェックリストには、役員の資格等をルール通りに記載するよう、改善を検討すべきである。	○	64
〔指摘事項－2〕	理事会開催において毎回、書面表決者を出席者とみなさなければ理事会の定足数に達しない事例や、理事の定数が多すぎると考えられる事例がある。重要な法人業務を決定する理事会運営の在り方としては、改善が望まれる。	◎	66

(2) 評議員会

指摘事項No.	要約	重要度	報告書頁
〔指摘事項－3〕	毎回欠席者と書面表決者が多い事例や、理事会と評議員会の発言者及び発言内容が殆ど同じである事例がある。また、殆どの民間社会福祉法人では、定款に定められる定数によると、評議員会での審議の際に、理事を兼務していない評議員の1名が理事会側に賛同すると、常に理事会側の意見が承認される。「あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。」という定款の定めが、有名無実となっており、改善を検討すべきである。	◎	69

(3) 監事

特になし。

(4) 法人本部機能

特になし。

意見

(1) 理事、理事会

意見No.	要約	重要度	報告書頁
【意見-1】	理事報酬概念の明確化と開示方法の統一化を検討すべきである。	○	68

(2) 評議員会

特になし。

(3) 監事

意見No.	要約	重要度	報告書頁
【意見-2】	監事による理事の業務執行及び社会福祉法人の財産の状況の監査が十分ではなかった事例があった。監事が専門性を発揮し、役割を果たすよう、十分な監査時間数を確保する等の対応をすべきである。	◎	71

(4) 法人本部機能

意見No.	要約	重要度	報告書頁
【意見-3】	法人全体として危機管理を行う上で、法人本部機能を充実させる必要がある。		72

2. 社会福祉法人の財務事務の執行について

(1) 県の外郭団体である社会福祉法人

指摘事項

〔1〕社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団

指摘事項No.	区分	要約	重要度	報告書頁
【指摘事項-13】	その他	兵庫県社会福祉事業団が運営するリハビリテーション中央病院における診療報酬請求事務については、年間2億円の返戻が発生しており、チェックのあり方の再点検や診療報酬制度の患者への説明の徹底により、さらなる改善を図る必要がある。	◎	122
【指摘事項-14】	〃	兵庫県社会福祉事業団が運営するリハビリテーション中央病院では、平成26年2月返戻額27,235千円が平成25年度決算書の診療報酬(収益)として二重計上されていた。	◎	124

指摘事項No.	区分	要約	重要度	報告書頁
〔指摘事項－15〕	その他	兵庫県社会福祉事業団が運営するリハビリテーション中央病院では、平成25年度において、診療報酬の「収入予定額」とこれに対応する「社会保険及び国民保険からの実際入金額」の差額が毎月少なからず発生している。さらなる管理上の改善を図り、数値目標をもってこの差額を出来る限り減らすよう努力する必要がある。	◎	124

〔2〕社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会

特になし。

意見

〔1〕社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団

意見No.	区分	要約	重要度	報告書頁
〔意見－9〕	新しい社会福祉法人 会計基準への対応	関連当事者との取引が網羅的に把握されていない。		116
〔意見－10〕	〃	有価証券の評価が適切に行われていない。		117
〔意見－11〕	〃	有価証券の時価情報の開示が適切に行われていない。		118
〔意見－12〕	〃	賞与引当金が適切に計上されていない。		119
〔意見－13〕	〃	修学資金貸付金に対する徴収不能引当金が適切に計上されていない。		119
〔意見－14〕	その他	兵庫県社会福祉事業団の「県からの借入金」は廃止又は削減の方向での検討が必要である。	◎	121

〔2〕社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会

意見No.	区分	要約	重要度	報告書頁
〔意見－15〕	新しい社会福祉法人 会計基準への対応	関連当事者との取引が網羅的に把握されていない。		133
〔意見－16〕	〃	定款に定める基本財産を保有していない。		134
〔意見－17〕	〃	賞与引当金が適切に計上されていない。		134

意見No.	区分	要約	重要度	報告書頁
〔意見-18〕	新しい社会福祉法人 会計基準への対応	修学資金貸付金に対する徴収不能引当金が適切に計上されていない。		135
〔意見-19〕	その他	兵庫県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付金制度が、今後も生活困窮者に対するセーフティネットとして運用されることが期待される。	○	136
〔意見-20〕	”	随意契約が認められる上限額を超える契約を随意契約により行っていた。本来は、一般競争入札あるいは指名競争入札により業者選定が行われるべきであった。	○	138

(2) 民間社会福祉法人

指摘事項

特になし。

意見

〔1〕 社会福祉法人 A

意見No.	区分	要約	重要度	報告書頁
〔意見-21〕	新しい社会福祉法人 会計基準への対応	有価証券の時価評価が適切に行われていない。		140

〔2〕 社会福祉法人 B

意見No.	区分	要約	重要度	報告書頁
〔意見-22〕	新しい社会福祉法人 会計基準への対応	関連当事者取引の注記が適切に行われていない。		142
〔意見-23〕	”	偶発債務及び後発事象に関する注記を行う判断過程が残されていない。		142
〔意見-24〕	その他	随意契約が認められる上限額を超える契約を随意契約により行っていた。本来は、一般競争入札あるいは指名競争入札により業者選定が行われるべきであった。	○	143

〔3〕 社会福祉法人 C

意見No.	区分	要約	重要度	報告書頁
〔意見-25〕	新しい社会福祉法人 会計基準への対応	固定資産の減損に関する具体的な検討を行っていない。		145
〔意見-26〕	〃	関連当事者取引の注記に関する検討を行っていない。		145
〔意見-27〕	〃	共通支出及び共通費用の配分比率の見直しが適切に行われていない。		145
〔意見-28〕	〃	偶発債務及び後発事象に関する注記を行う判断過程が残されていない。		146
〔意見-29〕	その他	有価証券による運用を行うに当たっては、定款及び経理規程に準拠した資産運用規程を策定し、これらの規程等に則り、安全確実な運用を心掛ける必要がある。		147
〔意見-30〕	〃	随意契約が認められる上限額を超える契約を随意契約により行っていた。本来は、一般競争入札あるいは指名競争入札により業者選定が行われるべきであった。	○	148
〔意見-31〕	〃	県に対して年に一度提出するチェックリストが正確に作成されるような環境を整備すべきである。	○	149

〔4〕 社会福祉法人 D

意見No.	区分	要約	重要度	報告書頁
〔意見-32〕	新しい社会福祉法人 会計基準への対応	関連当事者取引の注記に関する検討を行っていない。		151
〔意見-33〕	〃	賞与引当金が適切に計上されていない。		151
〔意見-34〕	〃	偶発債務及び後発事象に関する注記を行う判断過程が残されていない。		152
〔意見-35〕	〃	経理規程で定めているサービス区分と財務諸表の作成に当たり設定されたサービス区分が一致していない。		152
〔意見-36〕	その他	今後は中長期的な資金計画について、事前に県の指導を仰ぐことが望ましい。	◎	153
〔意見-37〕	〃	随意契約が認められる上限額を超える契約を随意契約により行っていた。本来は、一般競争入札あるいは指名競争入札により業者選定が行われるべきであった。	○	153

〔5〕 社会福祉法人 E

意見No.	区分	要約	重要度	報告書頁
〔意見-38〕	新しい社会福祉法人 会計基準への対応	徴収不能引当金計上にあたっての判断基準が明確に定められていない。		156
〔意見-39〕	〃	長期未収入金に対する徴収不能引当金が適切に計上されていない。		157
〔意見-40〕	〃	固定資産の減損に関する具体的な検討を行っていない。		157
〔意見-41〕	〃	関連当事者取引の注記に関する検討を行っていない。		158
〔意見-42〕	〃	共通支出及び共通費用の配分比率の見直しが適切に行われていない。		158
〔意見-43〕	〃	退職給付引当金に関する引当金明細書が適切に作成されていない。		158
〔意見-44〕	その他	今後は中長期的な資金計画について、事前に県の指導を仰ぐことが望ましい。	◎	159
〔意見-45〕	〃	県に対して年に一度提出するチェックリストが正確に作成されるような環境を整備すべきである。	○	159

〔6〕 社会福祉法人 F

意見No.	区分	要約	重要度	報告書頁
〔意見-46〕	その他	経理規程が整備されていない。		162
〔意見-47〕	〃	随意契約が認められる上限額を超える契約を随意契約により行っていた。本来は、一般競争入札あるいは指名競争入札により業者選定が行われるべきであった。	○	162

〔7〕 社会福祉法人 G

意見No.	区分	要約	重要度	報告書頁
〔意見-48〕	新しい社会福祉法人 会計基準への対応	複数の施設の施設長を兼務しているにも関わらず、特定の部門にのみ人件費が計上されていた。		165
〔意見-49〕	その他	県に対して年に一度提出するチェックリストが正確に作成されるような環境を整備すべきである。	○	165
〔意見-50〕	〃	新会計基準に対応した経理規程等が整備されていない。		166

意見No.	区分	要約	重要度	報告書頁
〔意見-51〕	その他	随意契約が認められる上限額を超える契約を随意契約により行っていた。本来は、一般競争入札あるいは指名競争入札により業者選定が行われるべきであった。	○	166

〔8〕 社会福祉法人 H

意見No.	区分	要約	重要度	報告書頁
〔意見-52〕	新しい社会福祉法人会計基準への対応	財務諸表において、事業区分又は拠点区分又はサービス区分に共通する支出及び費用（共通支出・費用）の配分基準が不明確である。		168

〔9〕 社会福祉法人 I

意見No.	区分	要約	重要度	報告書頁
〔意見-53〕	新しい社会福祉法人会計基準への対応	満期保有目的の債券の注記における時価が期末の評価額を反映していない。		170
〔意見-54〕	〃	賞与引当金が適切に計上されていない。		170
〔意見-55〕	〃	経理規程で定めているサービス区分と財務諸表の作成に当たり設定されたサービス区分が一致していない。		171
〔意見-56〕	その他	随意契約が認められる上限額を超える契約を随意契約により行っていた。本来は、一般競争入札あるいは指名競争入札により業者選定が行われるべきであった。	○	171
〔意見-57〕	〃	県に対して年に一度提出するチェックリストが正確に作成されるような環境を整備すべきである。	○	172

〔10〕 社会福祉法人 J

意見No.	区分	要約	重要度	報告書頁
〔意見-58〕	新しい社会福祉法人会計基準への対応	経理規程で定めているサービス区分と財務諸表の作成に当たり設定されたサービス区分が一致していない。		174
〔意見-59〕	〃	賞与引当金が適切に計上されていない。		174
〔意見-60〕	〃	偶発債務及び後発事象に関する注記を行う判断過程が残されていない。		175
〔意見-61〕	〃	関連当事者取引の注記に関する検討を行っていない。		175

意見No.	区分	要約	重要度	報告書頁
〔意見-62〕	新しい社会福祉法人 会計基準への対応	担保注記が適切に行われていない。		175
〔意見-63〕	その他	随意契約が認められる上限額を超える契約を随意契約により行っていた。本来は、一般競争入札あるいは指名競争入札により業者選定が行われるべきであった。	○	176

〔11〕社会福祉法人 K

意見No.	区分	要約	重要度	報告書頁
〔意見-64〕	その他	県に対して年に一度提出するチェックリストが正確に作成されるような環境を整備すべきである。	○	178

〔12〕社会福祉法人 L

特になし。

3. 社会福祉法人に対する県の指導監査について

指摘事項

指摘事項No.	要約	重要度	報告書頁
〔指摘事項-4〕	チェックリストの記載内容を改訂し、チェックリストに基づく県の実地検査が適切に実施されるよう体制を整備すべきである。	◎	90
〔指摘事項-5〕	県の指導監査が効果的に実施されるとともに、その公平性を担保するため、県は各社会福祉法人に対して「チェックリストの記載内容が事実に基づき正確に記載されている」旨の宣誓書を提出することを義務付け、かつ、重要な項目については根拠資料の添付を義務付ける等の体制を整備すべきである。	◎	91
〔指摘事項-6〕	国の制度設計により、社会福祉法人の指導監査を行う行政主体と施設監査を行う行政主体が異なることがあり、監査の実効性のみならず、社会福祉法人の監査対応負担や行政効率の観点から問題がある。現状においては、市との共同監査体制を強化し、監査の実効性を高める必要がある。	◎	92
〔指摘事項-7〕	現状では、新会計基準への対応の指導が不十分である。	◎	96
〔指摘事項-8〕	社会福祉法人の指導監査における資料の事前準備依頼が十分ではない。社会福祉法人において起り得る問題を把握するための資料や新しい社会福祉法人会計基準に関する資料等の追加依頼が必要である。	○	97
〔指摘事項-9〕	県が所管する社会福祉法人 334 法人の運用財産合計約 1 千億円から「将来の施設の建て替え費用として合理的に説明可能な額」や運転資金を除いた金額は、社会福祉事業の充実や、社会又は地域に福祉サービスとして還元されるものでなければ、社会福祉法人の存在意義が問われることになる。県の指導監査においては、内部留保の活用についての適切な指導を行うべきである。	◎	101

指摘事項No.	要 約	重要度	報告書頁
〔指摘事項－10〕	県の指導監査においては、「将来の施設の建て替え費用として合理的に説明可能な額」の計算方法を示し、できる限りその計算方法により、「建設費等積立資産」等の積立資産を計上するよう、社会福祉法人を指導すべきである。	◎	101
〔指摘事項－11〕	県の指導監査においては、事業存続自体が困難となりかねない法人、設備投資等が法人財政に重要な影響を与える可能性のある法人、コーポレートガバナンスに問題のある法人が存在することは把握できているため、今後は経営の適正化に向けた、事業収支計画や資金収支計画の策定、コーポレートガバナンスの構築等の指導を行うべきである。	◎	104
〔指摘事項－12〕	県は、ファミリー企業との不明瞭な取引について、深度ある監査を行うべきである。	◎	107

意 見

意見No.	要 約	重要度	報告書頁
〔意見－4〕	県においては、一般行政職員の人事異動の中で社会福祉法人の財務諸表（複式簿記）及び法人運営の監査業務に精通した指導監査担当職員を確保することは困難である。社会福祉法人の会計及び監査実務に精通した公認会計士等を活用して、継続的な研修、監査実施におけるアドバイスを受ける等の対応を図る必要がある。	○	96
〔意見－5〕	チェックリストに「将来の施設の建て替え費用として合理的に説明可能な額」を計算方法とともに記載することとし、社会福祉法人の内部留保の活用についてミスリードすることがないようにすべきである。	◎	101
〔意見－6〕	東京都が作成した「『重点指導』相当法人の早期発見・早期対応による法人再建等のための仕組み」などを参考に、県の指導監査体制の強化・充実を図るべきである。	◎	104
〔意見－7〕	役員報酬の金額については、現在国の指針として上限額等が定められていないこともあり、県の法人指導監査においては、その金額が高額な場合であっても、改善指導を行うまでには至っていない。理事会が、役員報酬の額について適正な審議が行い得るよう、県は、所管する社会福祉法人の役員報酬金額の統計を示すことを検討すべきである。	○	110
〔意見－8〕	ファミリー企業については、法人登記簿、決算書、給与台帳等の資料を社会福祉法人に徴求し、必要に応じ往査等を実施し実態把握を進めた上で、改善を求めるなど、厳格な監査を行うべきである。	◎	110